

2019 年度

埼玉県起業支援金

公募のご案内

県内の対象地域における社会的起業を応援します！

埼玉県起業支援金は、国の地方創生推進交付金を活用して、埼玉県産業振興公社が埼玉県の補助を受けて行う補助金事業です。

対象地域の課題に取り組む起業に対し、

最大 200 万円（補助率 1/2）

を支援します。

＜対象地域＞

※下記9市町村での起業が対象です。

**秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町
横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村
神川町**

■ 公募期間 2019 年 5 月 27 日（月） ～ 6 月 21 日（金）

■ 公募説明会（各回とも同じ内容の説明を行います）

- ① 5 月 27 日（月） 14：00 ～ 秩父地域地場産業振興センター 5 階研修室
- ② 5 月 29 日（水） 14：00 ～ 本庄商工会議所 第 1 会議室
- ③ 5 月 30 日（木） 14：00 ～ 飯能市市民会館 会議室 202

※事前申込みは不要です。当日会場にて受付を行います。

※説明会にご参加いただけない場合でも、支援金の応募は可能です。

■ 採択結果公表 2019 年 7 月下旬

※詳細は下記の埼玉県起業支援金のホームページにてご確認ください。

<https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/soudan/kigyoshien.html>

支援金事務局ホームページ QR コード→



埼玉県起業支援金事務局

公益財団法人埼玉県産業振興公社
（創業・ベンチャー支援センター埼玉）

さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3 階 TEL：048-711-2222

埼玉県起業支援金の概要

支援対象となる地域

秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

対象となる方（主な要件）

- ・ 事業の公募開始日以降、本事業の補助事業期間完了日までに、個人事業の開業届出もしくは会社等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ・ 県内に居住していること、又は、本事業の補助事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。
- ・ 個人事業の開業届出もしくは会社等の設立を本事業の対象地域で行う者であること

対象となる事業（主な要件）

- ・ 支援対象地域において、地域の課題の解決に資する社会的事業であり、新たに起業する事業であること。

なお、社会的事業とは、次の（ア）～（ウ）の全てに該当するものであることを要する。

（ア）地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

（イ）提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

（ウ）地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でないこと（必要性）

- ・ 支援対象となる地域において実施する事業であること。
- ・ 起業支援金の支給対象者の公募開始日以降、起業支援金の交付決定を受けた事業の事業期間完了日以前に新たに起業する事業であること。

対象となる経費

新たに起業する方が起業に要する経費

（人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等） ※前記の費目でも一部対象とならない経費もあります。

受付機関

支援対象となる地域の商工会・商工会議所で申請を受付けます。

<お問い合わせ先>

埼玉県起業支援金事務局

（公益財団法人埼玉県産業振興公社）

さいたま市中央区上落合 2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ 3階

TEL 048-711-2222

